

審議会等の会議録

審議会等名	令和3年度海老名市介護保険運営協議会第1回会議
開催日時 (意見提出期間)	令和3年11月30日(火) 午後1時30分～午後3時10分
場 所	海老名市役所6階 全員協議会室
出席者 (意見提出者)	<p>海老名市介護保険運営協議会 委員13名 高橋(裕一郎)委員、鈴木委員、大熊委員、古泉委員、三宅委員、宇津木委員、中島委員、安ヶ平委員、梅澤委員、瀧平委員、三部委員、高橋(隆行)委員、梶委員</p> <p>海老名市 2名 内野市長、岡田理事兼保健福祉部長</p> <p>事務局8名 保健福祉部 参事兼介護保険課長 小川 隆太 介護保険課 主幹兼介護保険係長 三輪 徹 介護保険課 主幹兼介護認定係長 三浦 ゆかり 介護保険課 事業者支援係長 大澤 英和 介護保険課 介護保険係主事 柴田 康平</p> <p>地域包括ケア推進課長 金指 芳子 地域包括ケア推進課 課長補佐兼地域包括ケア推進係長 田中歩 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進主事 小川 良治</p>
傍聴人数	0名
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・非公開の理由	
議 題	<p>(1) 海老名市介護保険運営協議会の年間スケジュールについて</p> <p>(2) えびな高齢者プラン21【第8期】の概要について</p>

	<p>(3) 令和3年度介護保険制度の改正について</p> <p>(4) 令和2年度介護保険実施状況について</p> <p>(5) 地域包括支援センター活動状況について</p> <p>(6) その他</p>
資料	<p>(1) 海老名市介護保険運営協議会の年間スケジュールについて</p> <p>(2) えびな高齢者プラン21【第8期】の概要について</p> <p>(3) 令和3年度介護保険制度の改正</p> <p>(4) 令和2年度介護保険実施状況について</p> <p>(5) 令和2年度地域包括支援センター活動状況について（報告事項）</p>

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1	開会
2	あいさつ
3	自己紹介
4	会長・副会長選出
5	議題
	(1) 海老名市介護保険運営協議会の年間スケジュールについて
【事務局】	(資料(1)について事務局が説明)
	質疑無し。
	(2) えびな高齢者プラン21【第8期】の概要について
【事務局】	(資料(2)について事務局が説明)
【委員】	新規事業「生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置」について伺う。一般的にはシルバー人材センターやハローワークといった機関があると思うが、就労的活動支援コーディネーターとはどのようなものか。
【事務局】	もともとシルバー人材センターに相談できる体制があったが、介護保険特別会計という制度の中で、コーディネーターという名称で予算措置をすることが可能になったので、新たに設置した。
【委員】	第8期のプランで日常生活圏域が1つしかないと書かれているが、なぜ1つしか作らなかったのか。

【事務局】	日常生活圏域の定義は30分以内に介護サービスが受けられる状態ということになる。海老名市はそれほど広い市ではないので、1つということ判断している。
【委員】	支えあいの活動の中では顔の見える関係性が大事という観点から、日常生活圏域が1つなのはいかなものかということで伺わせていただいた。
【事務局】	日常生活圏域は1つだが、地域包括支援センター等がそうした機能を補い、担っていくものと捉えている。
【委員】	プラン44ページの「訪問型サービスA事業」について、シルバー人材センターや社会福祉協議会でも似たような事業をしていると思うが、新規事業となっているのは、先ほどの就労的活動支援コーディネーター等と同じような理由か。
【事務局】	<p>元々、「訪問型サービスA事業」という枠組みはあった。ホームヘルパーの簡易版として位置づけられるもので、その養成講座と実際の事業所を用意できたので、今回新規ということ挙げています。</p> <p>現在のところは需要はあまりないと考えられるが、状況を見ながら拡充していく。</p>
【委員】	需要はあると思うが、現時点では利用者が少ないので、広く周知していけば利用者数も伸びるのではないかと思う。
【事務局】	条件の制約で使いにくい部分はあると思うが、養成講座により提供数も増えていくと思う。また、周知にも努めていく。
【委員】	<p>高齢者の外出支援について伺う。プラン5ページに市内各地区の高齢化率が記載されており、特にさつき町、浜田町、国分寺台が高いとされている。</p> <p>資料2の「高齢者の外出支援」の欄に、「ニーズに対応できる各種外出支援ツールの検討を行う」とあるが、市としてどのようにニーズを把握していくのか。移動困難者の生活実態に応じたニーズというものが大事で、これを施策に反映していかなくてはならないが、そこには高いハードルがあると思う。その辺についてもう少し詳しく伺いたい。</p>
【事務局】	移動困難者のニーズというところになると、タクシー代の補助などといったところに落ち着いてくると思う。制度の中では福祉有償運送や福祉タクシーの補助というものがある。他の部署にはなるが、現在、「ぬくもり号・さくら号」のあり方等、福祉有償運送に対する支援について検討している。

【委員】	必要な支援を洗い出し、次のステップに進んでいただきたい。
(3) 令和3年度介護保険制度の改正について	
【事務局】	(資料(3)について事務局が説明) 質疑無し。
(4) 令和2年度介護保険実施状況について	
【事務局】	(資料(4)について事務局が説明) 質疑無し。
(5) 地域包括支援センター活動状況について	
【事務局】	(資料(5)について事務局が説明)
【委員】	6月9日の神奈川新聞に、大磯町の地域包括支援センターの職員が相次いで退職しているという記事が載っていた。非常に業務量が多くて職員が疲弊してしまうという状況を初めて知った。高齢化社会の中で地域包括支援センターの役割は非常に大事だと思う。そうした中で、職員の待遇、労働環境に配慮していただきたい。
【事務局】	その通りだと思う。一人の方の命を預かるということで、とても精神的に重圧のある業務だし、また、様々な業務がある。そこのところをどうバックアップしていくかということになるが、市と基幹型地域包括支援センターでバックアップをしていきたいと思う。
【委員】	市内の地域包括支援センターの数は6カ所となっている。地域によって対象者数が違う中で、3職種4人で対応する職員をどのようにバックアップをしていくかということが必要だと思う。地域包括支援センターの職員は対象者との関わりや、業務の中で問題を抱えることもあると思う。地域包括支援センターは高齢者を支える上で大切な施設なので、力を入れていただきたいと思う。
【事務局】	地域包括支援センターの人員配置の基準だが、高齢者6,000人に対して3職種3人となっている。これに対し当市では一包括に4人を配置している。 市内だと南部は6,000人を超えているが、国の基準に照らし合わせると、その部分はカバーできている状況となっている。 ただし、やはり一つ一つのケースの比重が重い中で、皆様にお力添えをいただいている。市では、在宅医療相談室や生活支

	<p>援コーディネーター、民生委員、児童委員、自治会等を合わせて地域を支えてもらうということで動いている。</p> <p>地域包括支援センターに必要な手当てというところでは、毎月の連絡会等でご意見をいただき、検討していく。</p>
【委員】	<p>平成18年に地域包括支援センターができて、介護予防という概念を周知していくという目的で活動してきた。業務が多い中、対象者が要支援から要介護になった際、ケアマネージャーを探してくださいと頼まれることがあるが、人口に対してケアマネの数が少ないのか、他の業務を圧迫する業務の一つとなっている。</p> <p>また、看取り期の方について、今はコロナ禍で入院すると面会が難しいので在宅でお看取りをされる方がいる。その際、すぐにはケアマネージャーが見つからないので、地域包括支援センターの職員がほぼケアマネージャーのような業務をしなくてはならず、本来の介護予防の業務に中々手が回らない現状がある。</p> <p>それとは別に下今泉に居宅介護支援事業所がオープンするという記事を見たが、すでに認可されているのか。</p>
【事務局】	<p>新しい事業所ができる際には、資料1にもあるように、介護保険運営協議会に諮ることになっている。現在、事務局の方で下今泉に新しい事業所ができるという話は伺っていない。何かそういった情報があれば事務局にお伝えいただき、可能な限り確認させていただきたい。</p>
【委員】	<p>記事にオープン時期は書かれていなかったが、事業所名は出てたかと思う。どこの包括支援センターも新しい居宅介護支援事業所を渴望している状況である。</p> <p>また、定期巡回の訪問介護について、第7期の計画で募集したけど、手が挙がらなかったので見合わせたということを確認した。しかし、ニーズはあると業務の中で認識しており、定期巡回の訪問介護以外にも、ニーズと制度がうまくリンクしていないのかなと感じるところがある。</p>
【委員】	<p>2点お伝えさせていただく。</p> <p>4年前に妻が認知症になった。その際、どうすればいいか全くわからなかった。その際に地域包括支援センターに行き、親切に対応していただき、その後の介護もスムーズにいった。こ</p>

	<p>の体験から何かあった際には地域包括支援センターが助けられるということを確認した。</p> <p>もう一点は、約20年前介護保険制度がちょうどできる頃、妻と一緒に父親を介護した。そして介護保険のサービスを利用した。その妻が介護される側になった。介護者の視点というのが介護保険制度の中ではあまり重視されていないと感じている。介護の基本は介護者、足りない部分を制度が補うという図式だと思う。介護者のほとんどは女性だと思う。介護保険制度の運営には介護者の視点が必要で、また、女性が大きな任を負っているということ認識していただきたい。今後の議論においても介護者の視点と女性の視点を意識して意見を述べていきたいと思う。</p>
【事務局】	<p>第8期の計画を策定する際にも、委員からは介護者の視点、女性の視点というところから貴重な意見をいただいた。</p> <p>今後、市としてもそういったご意見を反映させながら、制度の運営を適正に行っていきたいと思う。</p> <p>また、まだ先にはなるが、第9期の計画の策定についても、委員のご意見を反映させながら、取り組んでいきたいと思う。</p>
【委員】	<p>現在、市内の6カ所地域包括支援センターがあるが、何カ所が黒字で成り立っているか。</p>
【事務局】	<p>令和2年度の実績だと、赤字は2カ所になる。原因は色々であるが、1カ所については、退職した職員の退職金等が主な理由かと思われる。</p>
【委員】	<p>地域包括支援センターの評価システム等はあるか。</p>
【事務局】	<p>国から毎年実施方法に関する通知をもらっていて、それに則って評価を行っている。</p> <p>また、国ベースの評価の他に、市でも今年度の11・12月で自己点検・評価を実施させていただく予定である。</p>
(6) その他	
【事務局】	<p>次回の介護保険運営協議会は令和4年2月中に開催する予定である。詳細については別途、ご連絡させていただく。</p>
【委員】	<p>若年性認知症について、何か資料があれば事務局から提供していただきたい。</p> <p>また、最近ヤングケアラーという言葉をよく聞くと思う。最近、教育委員会がこれについてのパンフレットを作って、中学校に配ったということを広報で読んだ。</p>

	<p>これらについて、運営協議会として取り組んでいかななくてはならないかなと考えている。</p>
【事務局】	<p>若年性認知症については、資料を探して情報提供できればと思う。</p> <p>ヤングケアラーについては、教育委員会サイドと保健福祉部サイドで取り組んでいて、この間も研修を行ったところである。今後も福祉施設にも調査をしながら進めていきたいと思う。今後の流れ等、説明できる資料があれば情報提供させていただく。</p>
【委 員】	<p>特別養護老人ホームの待機者数について、現状、どうなっているかわかれば教えてほしい。そして、新しい施設が整備されるとどの程度改善されるのか。</p>
【事務局】	<p>待機者について、今持ち合わせているデータはないが、1年に1回、県からの調査があり、市として定期的に待機者の状況の把握に努めている。</p> <p>第8期計画では、29床規模の地域密着型介護老人福祉施設を2施設予定している。また、小規模多機能型居宅介護施設を1施設、認知症対応型共同生活介護施設を1施設整備する予定である。</p> <p>まずは、市内の待機者の解消を図るため、地域に特化した施設を整備していくという計画になる。</p>
6 閉会	

以上

海老名市介護保険運営協議会の年間スケジュールについて

1 介護保険運営協議会について

介護保険運営協議会は、介護保険に関する事項について審議するため、海老名市介護保険運営協議会条例により設置されています。

委員は公募、保健・医療・福祉関係者、介護支援専門員・介護保険事業関係者等 15 名（条例規定 15 名以内）で構成、任期は 3 年で、1 回の会議出席につき 8,700 円の委員報酬があります。

2 介護保険運営協議会の開催日程について

運営協議会の開催は、通常年 3 回程度（5 月、10 月、2 月開催）ですが、令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、第 1 回目の会議を延期とさせていただきました。

なお、3 年に 1 度の介護保険事業計画の改定年（令和 5 年度が該当）は、介護保険料に関する審議、諮問・答申があるので、年 5 回程度の開催となります。

3 会議の主な内容について

<第 1 回目>

委員改選年度においては、委嘱状を交付します。

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議を延期とし、委嘱状は事務局より各委員に交付させていただきました。

介護保険制度の改正について、地域包括支援センターの活動状況について

<第 2 回目>

介護保険実施状況について

<第 3 回目>

サービス見込量の進捗管理について

<その他>

サービス事業者の指定申請 など

えびな高齢者プラン21【第8期】の概要について

1 計画の概要

(1) 計画の構成

高齢者福祉施策全般を定める「高齢者保健福祉計画」及び
介護保険サービス量及び保険料等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画

(2) 計画期間

令和3年度から令和5年度の3か年間

(3) 策定方法

公募市民や学識経験者等で構成される「海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会」において協議を行い策定。また、アンケートやニーズ調査、パブリックコメントを実施することで、市民意見を取り入れる機会を確保

2 第8期の主な変更点

(1) 基本理念

第8期	一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現
第7期 (参考)	地域で共に支え合い生きがいを持って安心できる生活の実現

第8期においては、えびな未来創造プラン2020の基本理念である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」にある『笑顔』を要素に加えることで、“海老名らしい”地域共生社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

基本理念を達成するため、以下の3本柱を中心に施策・事業を展開していきます。

【基本目標1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

【基本目標2】地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

【基本目標3】介護保険制度の適正な運営

(3) 主な新規事業

【基本目標 2】 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

(2) 在宅支援事業

新規①：高齢者の外出支援 プランP42

アンケートで要望が多かった「外出支援」について、ニーズに対応できる各種外出支援ツールの検討を行います。

(3) 地域支援事業の充実

新規②：訪問型サービスA事業 ※) 実際の事業は、令和2年度より開始しています。 プランP44

市の養成講座を受講した介護員が利用者宅を訪問し、調理や掃除、ごみ出し及び買い物代行など、ヘルパー資格が無くてもできる、簡易な生活援助サービスを提供します。

新規③：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 プランP51

医療と介護の担当部署において、対象となる高齢者の検診結果やチェックリストなどのデータを共有し、これらの情報を活用した一体的なサービス提供を行います。

新規④：生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置 プランP58

現在、市では、地域の多様なニーズを掘り起こしサービス創設につなぐ生活支援コーディネーターを設置しています。今後さらに、高齢者と介護事業所などの就労の場をマッチングする就労的活動支援コーディネーターの設置を行い、高齢者の社会参加を促します。

【基本目標 3】 介護保険制度の適正な運営

(4) 災害・感染症への対応

新規⑤：災害・感染症への対応 プランP110

昨今の、風水害の増加や新型コロナをはじめとした感染症拡大などを鑑み、介護事業所などと組織的に訓練や啓発活動を実施するなど、平時から連携を図ります。

(4) 施設整備の方向性 プランP99

特別養護老人ホームの待機者の解消に向け、地域密着型の特養やグループホームを整備するとともに、小規模多機能型居宅介護サービスの提供を軸に検討していきます。

(具体的施策)

- ① 地域密着型介護老人福祉施設を令和4年度及び5年度に1施設(29床)ずつ整備
- ② 小規模多機能型居宅介護を令和4年度に1施設(定員29人)整備
- ③ 認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)を令和4年度に1施設(18床)整備

令和3年度介護保険制度の改正

令和3年11月30日
保健福祉部介護保険課

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保

・過疎地域等への対応（地方分権提案）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
・会議や多職種連携におけるICTの活用
・特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

― 基本報酬の見直し

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 〕 補足給付 0.06%
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)

介護報酬の改定

介護報酬・・・

介護保険が適用される介護サービスにおいて、そのサービスを提供した事業所・施設に対価として支払われる報酬のことをいいます。今回の改定では、介護職員の人材確保・処遇改善、物価動向による影響など、介護事業者の経営をめぐる状況や感染症等への対応力強化などによるプラス改定となります

改定率・・・プラス0.7%

(うち0.05%は新型コロナ対応分の上乗せ)

地域区分の変更

地域区分・・・

介護報酬の地域ごとの人件費の差を調整するため、地域区分を設定し、サービス毎に1単位当たりの単価を割増しするものです。原則、公務員の地域手当に準拠して設定しますが、当市は、第7期では経過措置を適用し、5級地としていましたが、第8期では介護人材の確保や介護職員の待遇改善を図るため、制度の原則に準じ、本来の4級地に変更しました。

【変更前】 第7期 5級地(上乘せ割合10%)



【変更後】 第8期 4級地(上乘せ割合12%)

介護保険料の改定

所得段階	保険料率	保険料(年額)	第7期との差額
第1段階	基準額 × 0.35	1,813円(21,756円)	21円(252円)
第2段階	基準額 × 0.60	3,108円(37,296円)	36円(432円)
第3段階	基準額 × 0.65	3,367円(40,404円)	39円(468円)
第4段階	基準額 × 0.88	4,558円(54,696円)	53円(636円)
第5段階	基準額 × 1.00	5,180円(62,160円)	60円(720円)
第6段階	基準額 × 1.15	5,957円(71,484円)	69円(828円)
第7段階	基準額 × 1.30	6,734円(80,808円)	78円(936円)
第8段階	基準額 × 1.64	8,495円(101,940円)	99円(1,188円)
第9段階	基準額 × 1.72	8,909円(106,908円)	103円(1,236円)
第10段階	基準額 × 2.00	10,360円(124,320円)	120円(1,440円)
第11段階	基準額 × 2.06	10,670円(128,040円)	123円(1,476円)
第12段階	基準額 × 2.10	10,878円(130,536円)	126円(1,512円)

令和2年度介護保険実施状況について

1 第1号被保険者の状況

本市の令和3年3月末現在における人口は136,653人で、65歳以上の高齢者が33,613人、高齢化率は24.6%となっています。

全国の高齢化率は28.7%（令和2年10月1日現在）となっており、本市の高齢化率は全国平均に比べて低いものとなっています。しかし、この高齢化率は年を追って増加してきています。

表-1 第1号被保険者（海老名市）の状況

※市人口は、住民基本台帳(外国人含む。)に基づく

区 分	平成31年3月末現在		令和2年3月末現在			令和3年3月末現在		
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	増減率(%)	人数(人)	構成比(%)	増減率(%)
65歳以上75歳未満	17,152	12.9	17,067	12.6	△ 0.5	17,100	12.5	0.2
75歳以上	15,340	11.5	16,103	11.9	5.0	16,513	12.1	2.5
65歳以上計	32,492	24.4	33,170	24.5	2.1	33,613	24.6	1.3
市人口	133,353	100.0	135,172	100.0	1.4	136,653	100.0	1.1

《参考：全国の高齢化率》

(単位:千人・%)

区 分	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1
65歳以上人口	33,868	34,591	35,152	35,578	35,885	36,190
総人口	127,095	126,933	126,706	126,443	126,167	125,880
高齢化率	26.6	27.3	27.7	28.1	28.4	28.7

(出典:総務省 人口推計(R2.10.1現在))

日本の総人口は、令和2年10月1日現在、1億2,588万人で、前年に比べて29万人(0.23%)減少しました。また、65歳以上の高齢者人口は30万5千人(0.85%)増加し、過去最高の3,619万人となり、総人口に占める割合は28.7%となっています。

総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成27年に高齢化率が26.6%で4人に1人となり、令和18年には33.3%で3人に1人となります。令和24年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和47年には38.4%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

(出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」)

2 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者の状況は、全体として増加傾向にあり、令和3年3月末現在で5,338人、前年度に比べて7.2%の増となっています。65歳以上の認定者数は5,207人であり、65歳以上高齢者人口に占める割合は15.5%となっています。

予防給付の対象となる要支援認定者が認定者全体に占める割合は、令和3年3月末では30.3%となっています。

また、要介護（支援）認定者は65歳以上の第1号被保険者がほとんどですが、政令で定められた特定疾病による40歳以上65歳未満の第2号被保険者の認定者も認定者全体の2.5%を占めています。

令和2年度の認定件数は3,077件で、前年の4,583件から1,506件減(32.9%減)となっています。新規認定件数は1,258件で、全体の40.9%を占めています。

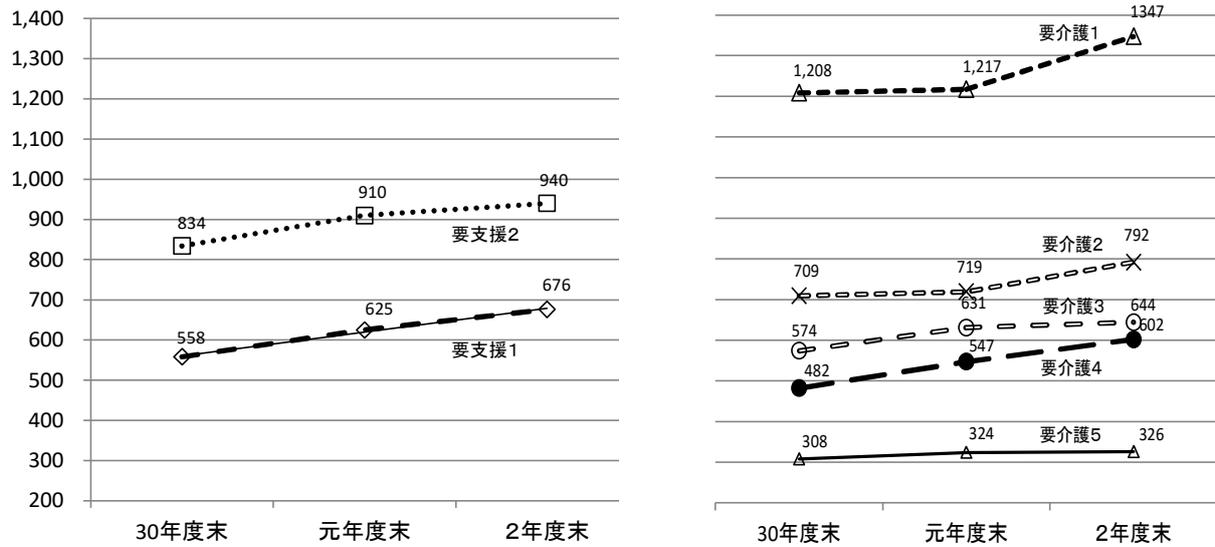
令和3年3月末現在、全国の要介護（支援）認定者数は681万8千人、神奈川県のと要介護（支援）認定者数は42万9千人となっています。

表-2-① 要介護（支援）認定者の状況

区 分	平成31年3月末現在		令和2年3月末現在			令和3年3月末現在		
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	増減率(%)	人数(人)	構成比(%)	増減率(%)
合 計	4,671	100.0	4,979	100.0	6.6	5,338	100.0	7.2
65歳以上75歳未満	593	12.7	631	12.7	6.4	688	12.9	9.0
75歳以上	3,963	84.8	4,218	84.7	6.4	4,519	84.7	7.1
第2号被保険者	115	2.5	130	2.6	13.0	131	2.5	0.8
要支援1	559	12.0	626	12.6	12.0	676	12.7	8.0
65歳以上75歳未満	76	1.6	87	1.7	14.5	90	1.7	3.4
75歳以上	476	10.2	530	10.6	11.3	576	10.8	8.7
第2号被保険者	7	0.1	9	0.2	28.6	10	0.2	11.1
要支援2	835	17.9	911	18.3	9.1	941	17.6	3.3
65歳以上75歳未満	109	2.3	121	2.4	11.0	144	2.7	19.0
75歳以上	708	15.2	765	15.4	8.1	773	14.5	1.0
第2号被保険者	18	0.4	25	0.5	38.9	24	0.4	△ 4.0
要介護1	1,207	25.8	1,219	24.5	1.0	1,351	25.3	10.8
65歳以上75歳未満	153	3.3	154	3.1	0.7	173	3.2	12.3
75歳以上	1,020	21.8	1,026	20.6	0.6	1,138	21.3	10.9
第2号被保険者	34	0.7	39	0.8	14.7	40	0.7	2.6
要介護2	709	15.2	720	14.5	1.6	795	14.9	10.4
65歳以上75歳未満	93	2.0	98	2.0	5.4	95	1.8	△ 3.1
75歳以上	601	12.9	602	12.1	0.2	683	12.8	13.5
第2号被保険者	15	0.3	20	0.4	33.3	17	0.3	△ 15.0
要介護3	573	12.3	631	12.7	10.1	646	12.1	2.4
65歳以上75歳未満	62	1.3	66	1.3	6.5	75	1.4	13.6
75歳以上	498	10.7	552	11.1	10.8	556	10.4	0.7
第2号被保険者	13	0.3	13	0.3	0.0	15	0.3	15.4
要介護4	482	10.3	547	11.0	13.5	604	11.3	10.4
65歳以上75歳未満	54	1.2	60	1.2	11.1	72	1.3	20.0
75歳以上	410	8.8	471	9.5	14.9	518	9.7	10.0
第2号被保険者	18	0.4	16	0.3	△ 11.1	14	0.3	△ 12.5
要介護5	306	6.6	325	6.5	6.2	325	6.1	0.0
65歳以上75歳未満	46	1.0	45	0.9	△ 2.2	39	0.7	△ 13.3
75歳以上	250	5.4	272	5.5	8.8	275	5.2	1.1
第2号被保険者	10	0.2	8	0.2	△ 20.0	11	0.2	37.5

※構成比は個々に計算しているため、合計が100.0にならないことがあります。

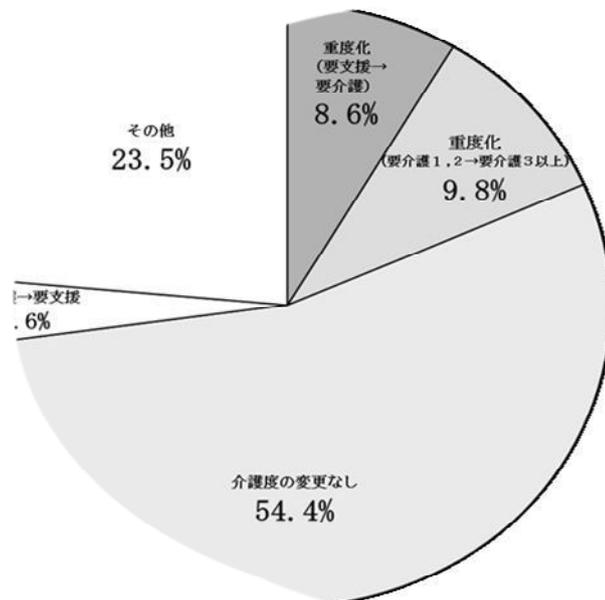
要支援・要介護認定者数の推移



更新申請、介護申請、区分変更申請時の介護度の推移

対象者数 4,327 人のうち、前回との比較で重度化した方は 797 人 (18.4%) で、内訳は要支援から要介護が 371 人 (8.6%)、要介護 1, 2 から要介護 3 以上が 426 人 (9.8%) となっています。また、要介護から要支援に軽度化した方は 156 人 (3.6%) となっています。

前回の介護度		現在の介護度						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要支援1	557	343	139	55	11	8	1	0
要支援2	873	113	464	192	68	19	14	3
要介護1	1,172	30	97	669	211	98	47	20
要介護2	635	5	10	89	270	170	75	16
要介護3	503	0	10	24	76	229	125	39
要介護4	408	3	1	17	22	51	243	71
要介護5	179	0	0	5	6	7	24	137
	4,327	494	721	1,051	664	582	529	286



表－２－② 令和２年度介護認定審査会 月別実績

年度内の審査件数は 3,077 件で、そのうち新規申請は 1,258 件、認定有効期間内の区分変更申請は 686 件となっています。

番号	審査月	件数	(生保除く)	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	みなし更新	生保	期間延長	新規数	変更数	職種変更	却下件数	簡素化
1	4月	355	(352)	1	41	60	82	53	45	47	23	0	3	175	119	60	1329	1	41
2	5月	227	(225)	1	23	37	56	34	23	31	20	0	2	101	81	44	0	2	34
3	6月	241	(237)	0	29	37	68	33	27	24	19	0	4	94	101	41	0	0	23
4	7月	259	(257)	0	41	40	61	38	31	31	15	0	2	94	98	68	0	3	23
5	8月	250	(248)	1	29	47	50	41	27	34	19	0	2	83	106	63	0	5	21
6	9月	228	(225)	1	24	27	57	36	26	25	29	0	3	78	99	51	0	3	19
7	10月	261	(259)	0	34	38	70	43	27	31	16	0	2	78	119	62	4	0	20
8	11月	279	(279)	1	35	49	57	42	31	42	22	0	0	95	113	70	8	2	17
9	12月	257	(257)	1	31	39	69	33	34	33	17	0	0	83	120	54	9	0	21
10	1月	238	(238)	1	19	46	58	32	32	22	28	0	0	81	99	58	7	3	24
11	2月	259	(256)	1	26	44	64	38	30	32	21	0	3	90	109	61	7	5	24
12	3月	223	(222)	0	15	45	62	42	24	16	18	0	1	73	94	54	6	2	12
合計		3077	(3055)	8	347	509	754	465	357	368	247	0	22	1125	1258	686	0	26	279
月平均		256	255	1	29	42	63	39	30	31	21	0	2	94	105	57	114	2	23

3 歳入・歳出決算額の状況

令和２年度の介護保険事業特別会計の決算としては、歳入総額が 93 億 3,992 万 1 千円で前年度に比べて 10.1%の増、歳出総額が 83 億 7,140 万 7 千円で前年度に比べて 8.6%の増となっています。

歳入の内訳としては、介護保険料が 20 億 8,950 万 1 千円、国庫負担金（介護給付費負担金）が 14 億 8,359 万 5 千円、支払基金交付金（介護給付費負担金）が 18 億 8,966 万円などとなっています。

歳出の内訳としては、居宅介護等サービス給付費が 40 億 5,808 万円 9 千円、施設介護等サービス給付費が 21 億 2,494 万 8 千円、介護予防事業費が 1,314 万 9 千円、包括的支援事業・任意事業費が 4 億 943 万 3 千円などとなっています。

表－3 令和2年度歳入歳出決算額の状況

(1) 歳入

(単位：円)

区 分	平成30年度決算額	令和元年度決算額	①令和2年度予算現額	②令和2年度決算額	執行率(②/①)
介護保険料	2,089,498,004	2,090,248,030	2,101,248,000	2,089,501,078	99.4%
国庫負担金(介護給付費負担金)	1,175,415,717	1,376,368,000	1,483,594,000	1,483,594,500	100.0%
国庫補助金(地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業))	61,860,600	63,203,600	62,210,000	64,489,600	103.7%
国庫補助金(地域支援事業交付金 (その他の地域支援事業))	69,100,955	71,214,605	79,959,000	78,034,880	97.6%
国庫補助金(保険者機能強化推進交付金)	14,855,000	16,272,000	18,897,000	18,897,000	100.0%
国庫補助金(介護保険災害等臨時特例補助金)	0	0	0	640,000	-
国庫補助金(介護保険保険者努力支援交付金)	0	0	21,426,000	21,426,000	-
国庫補助金(介護保険事業費補助金)	4,190,000	1,660,000	8,454,000	7,096,000	83.9%
国庫補助金(調整交付金)	0	27,460,000	0	62,108,000	-
支払基金交付金(介護給付費交付金)	1,700,563,000	1,768,140,173	2,250,702,000	1,889,660,403	84.0%
支払基金交付金(地域支援事業交付金)	83,511,000	82,432,000	83,983,000	83,982,000	100.0%
県負担金(介護給付費負担金)	927,614,060	960,737,000	1,225,583,000	1,025,978,221	83.7%
県補助金(地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業))	38,662,875	38,719,750	38,880,000	38,881,000	100.0%
県補助金(地域支援事業交付金 (その他の地域支援事業))	34,550,477	35,607,302	39,979,000	39,017,440	97.6%
財産運用収入	169,456	190,629	275,000	125,542	45.7%
他会計繰入金	1,166,722,000	1,302,532,000	1,420,707,000	1,420,707,000	100.0%
基金繰入金	38,551,000	179,321,000	251,623,000	240,819,000	95.7%
繰越金	348,562,825	462,403,845	773,509,000	773,506,373	100.0%
延滞金・加算金及び過料	4,400	2,700	20,000	0	-
市預金利子	15,991	35,996	200,000	21,013	10.5%
雑入	96,514	1,696,811	105,000	137,227	130.7%
第三者納付金	109,667	7,098,898	0	1,298,572	-
合 計	7,754,053,541	8,485,344,339	9,861,354,000	9,339,920,849	94.7%

(2) 歳出

(単位：円)

区 分	平成30年度決算額	令和元年度決算額	①令和2年度予算現額	②令和2年度決算額	執行率(②/①)
一般管理費	129,905,307	130,313,583	148,351,000	141,845,058	95.6%
賦課徴収費	9,749,676	9,892,591	11,627,000	9,714,133	83.5%
介護認定審査会費	18,347,626	20,939,965	24,605,000	23,178,480	94.2%
認定調査費	36,913,761	51,026,717	37,128,000	34,532,593	93.0%
居宅介護等サービス給付費	3,658,115,181	3,881,027,564	4,758,610,000	4,058,089,127	85.3%
施設介護等サービス給付費	1,976,776,363	1,989,265,345	2,571,384,000	2,124,947,653	82.6%
居宅介護等サービス計画給付費	331,317,198	347,905,118	484,896,000	377,248,170	77.8%
特定入所者介護等サービス給付費	175,518,052	171,607,637	274,023,000	179,120,689	65.4%
高額介護等サービス費	143,241,459	171,184,661	203,964,000	191,603,209	93.9%
高額医療合算介護等サービス費	19,302,330	21,667,223	35,568,000	28,398,447	79.8%
審査支払手数料	4,750,834	5,866,464	7,488,000	6,156,960	82.2%
電算共同処理システム料	771,721	1,183,838	1,706,000	946,855	55.5%
介護予防事業費	267,080,580	19,480,377	27,859,000	13,149,066	47.2%
包括的支援事業・任意事業費	181,101,028	430,893,719	490,877,000	409,432,523	83.4%
介護保険給付費等準備基金費	177,283,229	282,223,690	396,722,000	396,569,915	100.0%
被保険者保険料還付金	2,026,299	1,170,597	2,680,000	1,862,321	69.5%
償還金	105,381,107	76,556,316	226,451,000	225,197,016	99.4%
一般会計繰出金	54,067,945	99,632,561	149,415,000	149,415,000	100.0%
予備費	0	0	8,000,000	0	-
合 計	7,291,649,696	7,711,837,966	9,861,354,000	8,371,407,215	84.9%

歳入歳出差引残額	462,403,845	773,506,373	-	968,513,634	
----------	-------------	-------------	---	-------------	--

4 介護保険料の状況

第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの介護保険料については、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料率を設定するため、保険料段階を細分化し12段階としました。

第8期介護保険事業計画期間における介護保険料基準月額、給付費の増加に対応するため、第7期事業計画期間の5,120円から見直しを行い、5,180円としました。この額は、全国平均の6,014円と比べて834円低く、神奈川県平均の6,028円と比べても908円低い額となっています。

令和2年度の介護保険料収納率は、全体で98.2%、現年分の収納率は99.4%となっています。

介護保険料の所得段階別の状況は、第7段階の割合が最も高く19.8%となっており、次に第8段階の18.3%となっています。収納率では第2段階、第3段階、第5段階及び第12段階がそれぞれ99.9%と最も高く、続いて第10段階が99.6%となっています。

表-4-① 収納率の状況

(単位:千円)

区分	項目	平成30年度	令和元年度		令和2年度	
		決算額	決算額	前年比(%)	決算額	前年比(%)
調定額	特別徴収	1,924,776	1,925,309	0.0	1,918,471	△ 0.4
	普通徴収	174,286	173,965	△ 0.2	178,394	2.5
	滞納繰越	45,403	44,082	△ 2.9	29,875	△ 32.2
	合計	2,144,465	2,143,356	△ 0.1	2,126,740	△ 0.8
収納額	特別徴収	1,925,504	1,926,658	0.1	1,920,500	△ 0.3
	普通徴収	159,027	159,107	0.1	164,554	3.4
	滞納繰越	4,967	4,483	△ 9.7	4,447	△ 0.8
	合計	2,089,498	2,090,248	0.0	2,089,501	△ 0.0
未納額	特別徴収	△ 728	△ 1,349	△ 85.3	△ 2,029	△ 50.4
	普通徴収	15,259	14,858	△ 2.6	13,840	△ 6.9
	滞納繰越	40,436	39,599	△ 2.1	25,428	△ 35.8
	合計	54,967	53,108	△ 3.4	37,239	△ 29.9
収納率(%)	特別徴収	100.0	100.0		100.0	
	普通徴収	91.2	91.5		92.2	
	滞納繰越	10.9	10.2	現年分収納率(%)	14.9	現年分収納率(%)
	合計	97.4	97.5	99.4	98.2	99.4

※収納額が調定額を超えているのは、還付先が確定せず還付未済となっている保険料があるため

表-4-② 所得段階別収納額（現年分）

（単位：千円）

区 分	項 目	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		決算額	割合 (%)	決算額	割合 (%)	決算額	割合 (%)
第 1 段階	調定額	74,486	3.5	56,294	2.7	38,393	1.8
	収入済額	73,213	3.5	55,197	2.6	37,799	1.8
	収納率 (%)	98.2	—	98.1	—	98.5	—
第 2 段階	調定額	62,011	3.0	53,005	2.5	41,458	2.0
	収入済額	61,891	3.0	53,003	2.5	41,453	2.0
	収納率 (%)	99.8	—	99.9	—	99.9	—
第 3 段階	調定額	65,149	3.1	64,002	3.0	64,368	3.1
	収入済額	65,060	3.1	63,936	3.1	64,331	3.1
	収納率 (%)	99.8	—	99.9	—	99.9	—
第 4 段階	調定額	282,747	13.5	277,878	13.2	273,597	13.0
	収入済額	279,158	13.4	274,564	13.2	270,780	13.0
	収納率 (%)	98.7	—	98.8	—	98.9	—
第 5 段階	調定額	270,803	12.9	279,431	13.3	287,710	13.7
	収入済額	270,246	13.0	279,310	13.4	287,592	13.8
	収納率 (%)	99.7	—	99.9	—	99.9	—
第 6 段階	調定額	299,804	14.3	307,817	14.7	317,568	15.1
	収入済額	296,696	14.2	305,216	14.6	315,005	15.1
	収納率 (%)	98.9	—	99.2	—	99.2	—
第 7 段階	調定額	397,918	19.0	411,659	19.6	415,063	19.8
	収入済額	395,425	19.0	409,125	19.6	413,130	19.8
	収納率 (%)	99.3	—	99.4	—	99.5	—
第 8 段階	調定額	375,452	17.9	378,785	18.0	383,536	18.3
	収入済額	373,148	17.9	376,005	18.0	381,016	18.3
	収納率 (%)	99.3	—	99.3	—	99.3	—
第 9 段階	調定額	117,762	5.6	119,938	5.7	119,664	5.7
	収入済額	117,266	5.6	119,159	5.7	119,066	5.7
	収納率 (%)	99.5	—	99.3	—	99.5	—
第 10 段階	調定額	64,020	3.0	60,040	2.9	60,649	2.9
	収入済額	64,007	3.1	59,923	2.9	60,412	2.9
	収納率 (%)	99.9	—	99.8	—	99.6	—
第 11 段階	調定額	33,533	1.6	34,246	1.6	37,948	1.8
	収入済額	33,178	1.6	34,182	1.6	37,629	1.8
	収納率 (%)	98.9	—	99.8	—	99.2	—
第 12 段階	調定額	55,377	2.6	56,179	2.7	56,911	2.7
	収入済額	55,243	2.7	56,145	2.7	56,841	2.7
	収納率 (%)	99.7	—	99.9	—	99.9	—
合 計	調定額	2,099,062	100.0	2,099,274	100.0	2,096,865	100.0
	収入済額	2,084,531	100.0	2,085,765	100.0	2,085,054	100.0
	収納率 (%)	99.3	—	99.4	—	99.4	—

5 保険給付の状況

保険給付の状況としては、保険給付費全体が 69 億 6,651 万 2 千円で前年度に比べ 5.7%の増となっています。

訪問介護や通所介護などの在宅におけるサービスを利用した際の居宅介護等サービス給付費は 40 億 5,808 万 9 千円で、全体の 58.3%となっています。

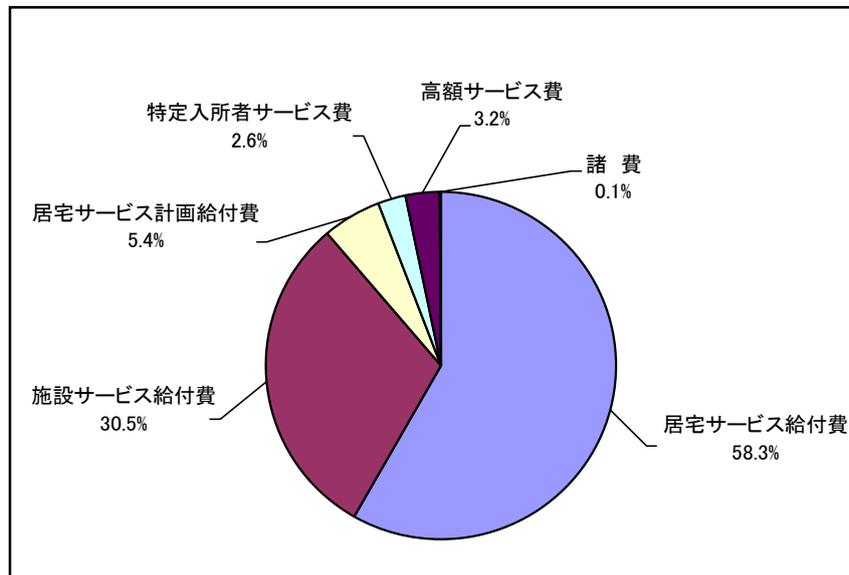
特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設におけるサービスを利用した際の施設介護等サービス給付費は 21 億 2,494 万 9 千円で、全体の 30.5%となっています。

ケアプラン作成に係る費用である居宅介護等サービス計画給付費は 3 億 7,724 万 8 千円で、全体の 5.4%となっています。

表－５ 保険給付の状況

(単位：千円)

区 分	平成30年度		令和元年度			令和2年度		
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	前年比(%)	決算額	構成比(%)	前年比(%)
介護サービス諸費	6,141,726	97.3	6,389,806	97.0	4.0	6,739,406	96.7	5.5
居宅介護等サービス給付費	3,658,115	58.0	3,881,028	58.9	6.1	4,058,089	58.3	4.6
居宅介護サービス給付費	2,914,816	46.2	3,073,062	46.6	5.4	3,164,778	45.4	3.0
地域密着型介護サービス給付費	555,718	8.8	595,793	9.0	7.2	666,500	9.6	11.9
居宅介護福祉用具購入費	7,801	0.1	7,487	0.1	△ 4.0	9,922	0.1	32.5
居宅介護住宅改修費	18,678	0.3	23,709	0.4	26.9	23,959	0.3	1.1
介護予防サービス給付費	141,461	2.2	163,259	2.5	15.4	174,637	2.5	7.0
地域密着型介護予防サービス給付費	1,420	0.0	869	0.0	△ 38.8	3,455	0.0	297.6
介護予防福祉用具購入費	2,402	0.0	1,694	0.0	△ 29.5	2,481	0.0	46.5
介護予防住宅改修費	15,819	0.3	15,155	0.2	△ 4.2	12,357	0.2	△ 18.5
施設介護等サービス給付費	1,976,776	31.3	1,989,265	30.2	0.6	2,124,949	30.5	6.8
施設介護サービス給付費	1,976,776	31.3	1,989,265	30.2	0.6	2,124,949	30.5	6.8
特例施設介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	-	0	0.0	-
居宅介護等サービス計画給付費	331,317	5.3	347,905	5.3	5.0	377,248	5.4	8.4
居宅介護サービス計画給付費	301,760	4.8	316,006	4.8	4.7	343,387	4.9	8.7
特例居宅介護サービス計画給付費	2,162	0.0	2,037	0.0	△ 5.8	1,749	0.0	△ 14.1
介護予防サービス計画給付費	27,395	0.4	29,862	0.5	9.0	32,112	0.5	7.5
特例介護予防サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	-	0	0.0	-
特定入所者介護等サービス費	175,518	2.8	171,608	2.6	△ 2.2	179,120	2.6	4.4
特定入所者介護サービス費	175,219	2.8	171,224	2.6	△ 2.3	178,854	2.6	4.5
特定入所者介護予防サービス費	299	0.0	384	0.0	28.4	266	0.0	△ 30.7
高額サービス費	162,544	2.6	192,852	2.9	18.6	220,002	3.2	14.1
高額介護等サービス費	143,242	2.3	171,185	2.6	19.5	191,603	2.8	11.9
高額介護サービス費	143,143	2.3	171,092	2.6	19.5	191,361	2.7	11.8
高額介護予防サービス費	99	0.0	93	0.0	△ 6.1	242	0.0	160.2
高額医療合算介護等サービス費	19,302	0.3	21,667	0.3	12.3	28,399	0.4	31.1
高額医療合算介護サービス費	19,210	0.3	21,467	0.3	11.7	27,960	0.4	30.2
高額医療合算介護予防サービス費	92	0.0	200	0.0	117.4	439	0.0	119.5
諸費	5,523	0.1	7,050	0.1	27.6	7,104	0.1	0.8
審査支払手数料	4,751	0.1	5,866	0.1	23.5	6,157	0.1	5.0
介護報酬審査支払手数料	4,751	0.1	5,866	0.1	23.5	6,157	0.1	5.0
電算共同処理システム料	772	0.0	1,184	0.0	53.4	947	0.0	△ 20.0
電算共同処理業務手数料	772	0.0	1,184	0.0	53.4	947	0.0	△ 20.0
保険給付費合計	6,309,793	100.0	6,589,708	100.0	4.4	6,966,512	100.0	5.7



6 地域支援事業の状況

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業、任意事業で構成されています。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援により一人ひとりの生きがいと自己実現のための取組を支援し活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

包括的支援事業は、主に市内7箇所の地域包括支援センターを運営する事業です。介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業などを行っています。任意事業としては、介護を行っている方を支援する取り組みを行っており、家族介護者教室を実施しています。

1 高齢者人口 要介護認定

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上人口	32,492	33,170	33,810
要介護認定者数	4,671	4,979	5,338
要介護者数	3,277	3,442	3,721
要支援者数	1,394	1,537	1,617
事業対象者数	148	112	157

2 介護予防・生活支援サービス事業

従前の介護予防通所介護相当サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所事業所数	49	50	51
利用者数	5,131	5,278	4,664

通所型サービスB（住民主体）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業所数	2	3	3
参加者数	456	373	7

通所型サービス C (短期集中型)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
運動機能向上 (水中ウォーキング教室)	回数	36	22	13
	実人数	53	45	23
	延人数	504	451	147
運動・口腔・栄養・認知 (複合コース) (まるごと介護予防教室)	回数	45	42	21
	実人数	52	42	24
	延人数	614	443	242
栄養改善 (元気アップ食事相談・教室)	回数	18	7	0
	実人数	48	5	0
	延人数	48	8	0
口腔機能の向上 (歯つらつ教室・相談)	回数	12	6	0
	実人数	22	11	0
	延人数	52	15	0
運動器の機能向上 (トランスフィットネス教室)	回数	12		
	実人数	12		
	延人数	121		

従前の介護予防訪問介護相当 サービス	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業所数	33	33	33
参加者数	2,638	2,450	2,442

訪問型サービス B (住民主体)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業所数	3	1	1
参加者数	207	406	887

訪問型サービス C (短期集中型)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
栄養改善	実人数	2	1	0
	延人数	3	1	0
口腔機能の向上	実人数	0	0	0
	延人数	0	0	0
認知・うつ 閉じこもり予防	実人数	0	0	0
	延人数	0	0	0

介護予防支援（ケアマネジメント）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業所数	6	6	6
参加者数	4,898	4,838	4,214

3 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
運動機能向上 (のびのび元気アップ体操教室)	回数				
	実人数				
	延人数				
運動機能向上 (トランスフィットネス教室)	回数	12	24	12	
	実人数	31	52	19	
	延人数	170	289	106	
認知症予防 (こころとカラダの健康教室)	回数	372	356	176	
	実人数	547	595	190	
	延人数	4,420	4,795	869	
認知症予防 (脳イキイキ教室)	回数	36	36	18	
	実人数	91	119	30	
	延人数	949	913	255	
認知症予防 (脳の健康楽習教室)	回数				
	実人数				
	延人数				
ビナスポ活用術	回数	70	57	28	
	実人数	250	266	68	
	延人数	1,297	921	277	
ビナスポ活用術	運動機能向上 (ロコモ予防体操教室)	回数	28	23	12
		実人数	83	107	30
		延人数	712	528	150
	運動機能向上 (アクアウォーキング教室)	回数	24	23	12
		実人数	73	59	19
		延人数	352	293	108
	運動機能向上 (お試し体験会)	回数	6	11	4
		実人数	63	100	19
		延人数	63	100	19
介護予防・ 健康づくり出前講座	回数	53	62	8	
	延人数	1,372	11,786	101	

地域介護予防活動支援事業		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
えびな元気お裾分けクラブ (介護ボランティア)	説明会回数	6	5	6
	参加人数	12	14	12
	登録者数	154	147	130
	活動者数	128	88	3
サロン活動支援	個数	28	34	19
	参加延数	13,098	14,061	1,398

地域包括支援センターの運営		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置数		7	7	7
職員数		4	4	4

在宅医療介護連携の推進		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
協議会		3	3	2
研修会・講演会		3	5	3
えびな在宅医療相談室（相談件数）		78	48	108

認知症施策の推進		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認知症地域支援推進員		9	9	9
認知症初期集中支援チーム員研修参加者数		26	13	3
認知症初期集中支援チーム検討件数		8	6	2
認知症講演会	回数	1	1	0
	参加者	172	148	0

生活支援体制整備		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 層協議体		2	0	0
2 層協議体		9	10	10

家族介護支援事業		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認知症サポーター 養成講座	回数	23	28	5
	実人数	609	623	109
	延人数	4,354	4,977	5,086
認知症サポーター ステップアップ講座	回数		1	1
	実人数		25	20
介護者教室	回数	6	6	5
	実人数	197	181	87

令和2年度地域包括支援センターの活動状況について（報告事項）

1 地域の高齢者の相談窓口

地域包括支援センターは、地域の相談窓口として、高齢者やその家族など地域に暮らす人たちの悩みや問題に対応しています。市内には6箇所の地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターがあります。

包括支援センター	対象地域
海老名東地域包括支援センター 東柏ケ谷3-5-1 ウェルストーン相模野102号 〒243-0401 Tel292-1411	柏ケ谷・東柏ケ谷・望地
海老名北地域包括支援センター 上今泉4-8-23 えびな北高齢者施設内 〒243-0431 Tel231-6061	上郷・上今泉・下今泉・扇町 泉・めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター 河原口1519 海老名メディカルサポートクリニック内 〒243-0433 Tel234-2973	勝瀬・中央・国分南・国分北
さつき町地域包括支援センター さつき町4-1 海老名市医療センター内 〒243-0421 Tel234-7226	中新田・さつき町・河原口・ 社家
国分寺台地域包括支援センター 浜田町25-14 フジビル1F 〒243-0412 Tel233-8881	大谷・国分寺台・浜田町・ 大谷南・大谷北
海老名南地域包括支援センター 杉久保南3-31-6 えびな南高齢者施設内 〒243-0427 Tel238-7691	中河内・中野・今里・上河 内・本郷・門沢橋・杉久保南・ 杉久保北
海老名基幹型地域包括支援センター 勝瀬175-1 海老名市役所内 〒243-0492 Tel233-0111	市内全域

○地域包括支援センターの職員

社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種4人の専門職がおり、関係機関と連携を図りながら高齢者やその家族の支援を行っています。

2 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、①介護予防ケアマネジメント事業 ②総合相談・支援事業 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント事業の4つの事業を主に地域において一体的に実施する役割を担っています。事業内容及び相談区分ごとの内容は次のとおりです。

〈事業内容〉

事業	内容
介護予防ケアマネジメント (介護や健康のこと)	要支援者等から依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じたサービス（訪問、通所、その他）が提供されるよう必要な援助を行う事業。 ○ケアプランの作成等
総合相談・支援 (さまざまな相談)	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、地域のネットワーク構築、高齢者の心身の状況・生活の実態・必要な支援を把握し相談を受け、サービス等の利用に繋げる事業。
権利擁護	権利侵害を受けている、受ける可能性が高いと思われる高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるように、権利侵害の予防や対応を行う事業。 ○消費者被害の防止 ○高齢者虐待への対応
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントができるよう地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行う事業。 ○困難事例への助言 ○個別相談

〈相談区分別内容〉

相談区分	相談種類	内容
介護に関すること	介護保険サービスの利用	介護保険の利用方法、施設入所の相談 利用サービスへの苦情相談
	介護保険以外の相談	介護保険以外の公的、民間、ボランティア等サービスに関する相談
	その他の介護に関する相談	サービス利用以外の介護に関する相談
その他	権利擁護	成年後見人制度の利用相談 消費者被害相談
	高齢者虐待	老人福祉施設への措置相談含む
	その他	医療や保健に関する相談

3 地域包括支援センターの活動状況

令和2年度の地域包括支援センター全体での活動実績としては、利用者実数が5,599人、延利用者数が24,800人、延相談件数が48,083件となっています。

相談内訳としては、介護保険やその他サービス等介護に関するものが45,134件、権利擁護関係等その他のものが2,949件となっています。

〈地域包括支援センター相談件数等〉

		区分	件数
利用実績	利用者数		5,599
	延利用者数		24,800
	①延相談件数		48,083
①延相談件数 (内容別内訳)	介護に関する こと	介護保険サービスの利用について	35,337
		介護保険外サービス利用について	3,731
		その他介護に関する相談	6,066
	その他	権利擁護（成年後見・消費者被害等） について	361
		高齢者虐待等について	538
		その他について	2,050
①延相談件数 (対応別内訳)	面接		1,966
	訪問		8,651
	電話		34,195
	文書		2,079
	その他		1,192
要支援ケアプラン作成数			9,417
居宅介護支援事業所委託数			1,814

○各地域包括支援センターの独自活動

包括名	内容
海老名東 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジカフェ（認知症カフェ） 7/26・11/29（最終日曜日） ・地域サロンへの参加（柏ヶ谷ストレッチサロン、ふれあい茶話会、コミュニティサロン、月曜サロン） 【内容】運動、手芸、相談等 ・民生児童委員向け勉強会の主催 ・ブランチ会、総会への出席（地区社協） ・どんど焼き参加 ・SCとの情報交換会への参加
海老名北 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・てらすサロン（公園体操） 毎週 月・金への参加 【内容】公園体操等 ・上今泉地区社協、下今泉地区社協幹事会への出席 【内容】情報交換 ・民児協への参加
海老名中央 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・中央サロン、わいがやサロン等の地域サロン、地区社協のブランチ会への参加 【内容】情報交換、相談等、コグニサイズ等 ・民生児童委員向け勉強会の主催 ・FMカノン（認知症地域推進員の活動啓発） ・SCとの情報交換
さつき町 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ストレッチサークル（社家コミセン）第1・3木曜日 ・ひだまりサロン（中新田コミセン）第1金曜日 ・水曜サロン（河原口自治会館）【内容】健康管理、相談、体操 ・にこにこサロン（さつき町）【内容】打合せ会議、情報交換
国分寺台 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺台地区社協（会顔と絆）への参加 1回 【内容】消費者被害防止講和、コグニサイズ
海老名南 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・えびな南貯筋体操（杉久保コミセン）第3火曜日 ・社家今里ストレッチサークル（社家コミセン）第1・3木曜日 ・門沢橋ストレッチサークル（門沢橋自治会館）第1・3火曜日 ・上河内ふれあいランチ（上河内自治会館）への参加（3回） 【内容】講和、体操（地域とのつながりのため）

※例年地域包括支援センターが開催若しくは参加していた事業の中でも、令和2年度中には新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開催・参加できなかった事業があります。

4 研修・講座等

○認知症初期集中支援チーム員研修（国主催）

2回参加

○認知症サポーター養成講座

5回開催中 5回 各地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターが講師となる。

○介護者教室 5回開催

看護師、救急救命士、ファイナンシャル・プランナー、食生活アドバイザー、食品会社等を講師に招き開催した。

※認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修、認知症地域支援推進員研修は令和2年度中は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となっています

5 地域包括支援センター運営上の課題

市と6箇所の地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターは原則月1回定例の連絡会を開催しています。連絡会では高齢者支援のために必要な情報の共有や意見交換、地域包括支援センター運営上の課題等について話し合いが行われています。

現在地域包括支援センター運営上の課題として連絡会で話し合いが行われている内容は次のとおりです。

○ケアプラン作成業務の負担について

地域包括支援センターでは要支援者等のケアプラン作成の業務を行っています。令和2年度中に地域包括支援センターが作成したケアプラン数は新規449件、継続8,968件となっています。この内居宅介護支援事業所へ委託した数は1,814件に留まります。

地域包括支援センターの現場ではケアプラン作成業務の負担感が増しています。市としては①居宅介護支援事業所への委託推進②地域包括支援センター職員数の見直し等の対応策について検討を行う予定です。

○地域包括支援センター職員体制について

地域包括支援センターの人員体制は3職種4名を基本として配置をすることとしています。しかしながら、複雑な総合相談や虐待事案に対しては、複数のセンター職員が連携して対応したり、一人のセンター職員で対応できる事案であったとしても付きっきりの支援で多くの時間がかかる場合があります。

市では基幹型地域包括支援センターや市職員（ケースワーカー）による後方支援等によりセンター職員の負担軽減を図ってはいますが、現場では負担感が増しています。

上記のケアプラン作成業務に関することで触れましたが、今後地域包括支援センター職員数の見直し等の対応策について検討を行う予定です。

○その他

その他として、地域包括支援センター地区担当区域の割振りやターミナル期における介護保険認定審査に関する事項が話に上がっており、今後も継続して協議を行う予定です。

海老名市地域包括支援センター 業務イメージ図

